

令和6年6月13日

(目的)

第1条 この基準は、「市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務受託候補者選定要項」（以下「選定要項」という。）第6条の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第2条 選定要項第3条に定める「市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）は、選定要項第6条の規定により受託候補者の選定を行うために、選定要項第5条第2項に規定する応募書類について評価する。

(評価項目及び評価基準)

第3条 評価は、次の各号について、「市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務受託候補者選定の評価基準（別表）」により行うものとする。

- (1) 提案内容
- (2) 資料作成能力
- (3) 実施体制
- (4) 業務実績
- (5) 市内貢献及び社会課題解決
- (6) 見積金額

(選定方法及び評価点)

第4条 選定要項第6条に定める選定を行う際の評価は、前条に掲げる項目を「選定評価表（別紙様式）」により数値化し、評価を行うものとする。

- 2 委員会の評価点は、選定要項第3条第2項に定める各委員が採点した合計点の総合計とする。（各委員100点満点、合計600点）
- 3 委員会の評価点が360点を超え、かつ最も高い者を受託候補者とする。
- 4 1者のみの応募であっても、委員会の評価点が360点を超えない者は、受託候補者から外すものとする。
- 5 評価項目（「6 見積金額」を除く）の3項目以上で最低評価点をつけた委員が1名以上いる場合には、委員会の評価点が360点を超えていても、受託候補者から外すものとする。
- 6 同点の場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務 受託候補者選定の評価基準

評価項目		配点	評価点	評価
1 提案内容	業務の理解度	15	15	業務の趣旨を十分理解したうえでの企画提案内容である。
			9	業務の趣旨を理解したうえでの企画提案内容である。
			3	業務の趣旨の理解が不十分である。
	太陽光発電設備の導入ポテンシャルの調査	15	15	調査方法が非常に具体的で高い精度が期待でき、効果的な調査内容である。
			9	調査方法が具体的で一定の精度が期待でき、概ね効果的な調査内容である。
			3	調査方法に不十分な点がある。
	CO2 や電気代の削減効果等の調査	15	15	より多くの施設が選定され、調査方法も具体的で高い精度が期待でき、より多くの施設での太陽光発電設備の設置に繋がる非常に効果的な方法である。
			13	より多くの施設が選定され、調査方法も概ね具体的で一定の精度が期待でき、より多くの施設での太陽光発電設備の設置に繋がる効果的な方法である。
			11	必要最低限以上の施設が選定され、調査方法が具体的で高い精度が期待でき、太陽光発電設備の設置に繋がる効果的な方法である。
			9	必要最低限以上の施設が選定され、調査方法が概ね具体的で一定の精度が期待でき、太陽光発電設備の設置に繋がる概ね効果的な方法である。
			3	調査内容が不十分で、太陽光発電設備の設置に繋がる可能性が低い。
	建物の構造上の安全性に関する調査	15	15	より多くの施設が選定され、調査方法も具体的で構造上の安全性が確認でき、より多くの施設での太陽光発電設備の設置に繋がる非常に効果的な方法である。
			13	より多くの施設が選定され、調査方法も概ね具体的で構造上の安全性が確認でき、より多くの施設での太陽光発電設備の設置に繋がる効果的な方法である。
			11	必要最低限の施設が選定され、調査方法が具体的で構造上の安全性が確認でき、太陽光発電設備の設置に繋がる効果的な方法である。
			9	必要最低限の施設が選定され、調査方法が概ね具体的で構造上の安全性が確認でき、太陽光発電設備の設置に繋がる概ね効果的な方法である。
			3	調査内容が不十分で、太陽光発電設備の設置に繋がる可能性が低い。
2 資料作成能力		5	5	構成や内容とも非常に分かりやすい資料である。
			3	一部分かりにくい部分もあるが、内容は理解できる資料である。
			1	補足説明がないと分かりにくい資料である。
3 実施体制		10	10	知識の豊富な人員及び経験、能力を持った人員が配置されており、業務を十分安定的に実施することができる体制・スケジュールであると思われる。
			6	知識の豊富な人員及び経験、能力を持った人員が配置されており、業務を概ね安定的に実施することができる体制・スケジュールであると思われる。
			2	運営体制が不十分で、業務の安定的な実施について不安な要素がある。
4 業務実績		10	10	過去 10 年間で、類似業務、又は公共施設への太陽光発電設備の設計・施工に係る業務経験が豊富である。
			6	過去 10 年間で、類似業務、又は 5 施設以上の公共施設への太陽光発電設備の設計・施工に係る業務経験がある。
			2	過去 10 年間で、類似業務、又は公共施設への太陽光発電設備の設計・施工に係る業務経験がない。
5 市内貢献及び社会課題解決		5	5	応募者（再委託を含む）が市内中小企業※であり、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定及び K E S 等の環境認証を 1 つ以上取得している。
			3	応募者（再委託を含む）が市内中小企業※である又は、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定及び K E S 等の環境認証を 1 つ以上取得している。
			1	応募者（再委託を含む）が市内中小企業※ではなく、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定及び K E S 等の環境認証を取得していない。
6 見積金額		10	10	{ (応募者中の最低見積金額) / (各応募者の見積金額) } × 10 点 （小数点以下切捨て）

※ 市内中小企業：京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業をいう。

委員氏名 _____

選定評価表

評価項目		評価点					評価点を記入	
1 提案 内容	業務の理解度	1 5		9		3		
	太陽光発電設備の導入ポテンシャルの調査	1 5		9		3		
	C02 や電気代の削減効果等の調査	1 5	1 3	1 1	9	3		
	建物の構造上の安全性に関する調査	1 5	1 3	1 1	9	3		
2 資料作成能力		5		3		1		
3 実施体制		1 0		6		2		
4 業務実績		1 0		6		2		
5 市内貢献及び社会課題解決		5		3		1		
6 見積金額		{ (応募者中の最低見積金額) / (応募者の見積金額) } × 1 0 点 ※ 小数点以下切捨て						
合計（1 0 0 点満点）								